

# Saitama City Ballet サイネリア会 会則

## 1. 名称

この会は、Saitama City Ballet サイネリア会と称し、事務局をさいたま市緑区東浦和2-3-21におきます。

## 2. 目的

生徒及びその保護者が「バレエ技術の向上」「舞台芸術への理解の深厚」「健全な体と心の育成」というスタジオの基本理念のもとに協力し合い、スタジオの健全な発展と円滑な運営を補助することを目的とします。

## 3. 会員

Saitama City Ballet に入会している生徒本人もしくは入会生徒（原則として18歳未満の場合）の保護者で構成します。

## 4. 活動

- ・ 役員及び各クラスの連絡網の整備、会の連絡事項の伝達、会費の集金及び会計、総会等の開催などを主な事業とします。
- ・ 生徒の成長に寄与する行事の開催を企画し、支援します。
- ・ 会の活動方針はあくまでスタジオ主宰者の意向にもとづき、他のいかなる者の干渉も受けません。

## 5. 会費・会計

- ・ サイネリア会の会費は毎年の総会で月額費を決定します。一家庭につき決定した月額費を、新年度の4月1日～4月30日までに一年每一括を納入します。
- ・ 途中入会の方は月額 × 月数（入会月～年度末まで）を入会時に納入します。
- ・ 一度納入いただいた会費は、理由の如何を問わず返金しません。
- ・ 収入会費は主に発表会やイベント開催のスポンサー費、会の運営費などに支出されます
- ・ 会計年度は新年度4月1日より年度末3月31日とし、会計報告は文書にて行います。

### サイネリア会会費 振込先

埼玉りそな銀行 南浦和支店 (普) 3962478

SaitamaCityBallet サイネリアカイ \*振込みの際、クラス名をご記入ください

## 6. 総会

- ・ 総会はサイネリア会全会員をもって構成します。
- ・ 議案の決定は、総会出席者の承認によります。
- ・ 総会では主に発表会・その他舞台開催時の保護者による賛助分担および反省、次期役員の選出および承認、会則の改定、その他の必要事項を取り扱います。
- ・ 全ての総会において、主宰者および教師にオブザーバーとしての出席を依頼します。

## 7. 役員

- ・ 役員は総務 [1名]、会計 [1名]、会計監査・書記 [1名] で構成されます。
- ・ 役員の任期は1年間、新年度総会から次期新年度総会までとする。
- ・ 役員の退会等の事由により役員に欠員が生じた場合は、前任者の推薦または候補者を募り、主宰者の信任を経て決定する。